

# 1 1. まちなか居住再生事業

## ◆事業内容

中心市街地の狭あい道路（幅 4m未満の市道）を拡幅し、若者と高齢者が共に暮らす「にぎわいのあるまちなか」を取り戻すことを目的に、道路中心線から 3m後退して住宅を新築する方に支援します。

## ◆助成内容

### （1）狭あい道路整備事業

指定エリア（まちなか区域）で、前面道路が 4m未満の市道敷地を、道路中心線から 3m以上後退させて住宅を新築または建て替える場合に、後退部分の敷地を市が購入します。

### （2）住宅建替え奨励金

奨励金の額      解体費の 50%（上限 50 万円）

借入額の 10%（上限 100 万円）

交付条件      ①～⑥のすべてに該当すること

- ① まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
- ② 住宅を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
- ③ 一戸建て住宅を解体し、市内建築業者で建て替えること
- ④ 玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた「まちなか景観基準」に適合する住宅であること
- ⑤ 併用住宅の場合は、延床面積の 50%以上が居住部分であること
- ⑥ 市税に滞納がないこと

### （3）共同住宅建設奨励金

奨励金の額      設計費の 50%（上限 100 万円）

1 住戸あたり 100 万円（上限建設費の 10%）

交付条件      ①～⑤のすべてに該当すること

- ① まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人

- ②市内の建築士事務所で設計し、市内建築業者で建設すること
- ③各住戸の専用面積が 30 ㎡以上で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた共同住宅で 4 住戸以上あること
- ④「まちなか景観基準」に適合すること
- ⑤市税に滞納がないこと

#### **(4) 住宅建設用地売買奨励金**

**奨励金の額**      **借入金額の 10%（上限 50 万円）**  
                          **※後退部分を面積按分で差し引いた額**  
                          **解体費の 50%（上限 50 万円）**  
                          **※売主が既存住宅を解体する場合**

**交付条件**      **①～⑤のすべてに該当すること**

- ①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
- ②住宅建設用地を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
- ③取得した土地に住宅を建設すること
- ④「まちなか景観基準」に適合すること
- ⑤市税に滞納がないこと

#### **◆申請・お問合せ先**

建設部都市建築課   建築住宅グループ   TEL 53－8429

メールアドレス   toshikenchiku@city.nanao.lg.jp